

公立保育所保護者のみなさま

西宮市保育所事業課長

新型コロナウイルス感染症に係る公立保育所の対応変更について (健康観察を要請する基準の変更)

平素は、本市の保育行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

現在も主流であるオミクロン株の特性や頻回検査による児童や保護者様の負担を考慮し、社会経済活動との両立を図るため、西宮市保健所と改めて協議した結果、公立保育所内で新型コロナウイルス感染症患者が確認された場合の対応を下記のとおり変更することといたします。

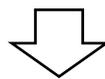
なお、この対応については、感染状況や国県からの要請等を踏まえ、今後も変更する場合がありますので、ご了承ください。

記

陽性が確認された児童が感染可能期間に登所していた場合の健康観察の対応

【変更前】(12月28日まで)

園で児童の陽性者が1名でも確認された場合、陽性者の発生したクラスの児童等、接触があったと考えられる児童は、陽性者との最終接触日の翌日から**4日間**の自宅での健康観察とする。(5日目から登園可)
ただし、**3日目以降**に自主的にPCR検査等を実施し、陰性が確認された場合は**検査日から登園可能**。



【変更後】(令和5年1月4日から)

- ・**クラス内で陽性者が一定数確認された場合のみ(※)**、接触があったと考えられる児童に対し、陽性者との最終接触日の翌日から**4日間**の自宅での健康観察とする。(5日目から登園可)
ただし、**3日目以降**に自主的にPCR検査等を実施し、陰性が確認された場合は**検査日から登園可能**。
 - ・健康観察を要請しない場合も、陽性者が確認された場合は全保護者にお知らせします。
 - ・健康観察を要請しない期間中、自主的に欠席される場合の保育料・給食費は減免されません。
- (※)クラス内の感染状況を踏まえ保健所と協議のうえ健康観察について判断いたします。